

名桜大学大学院看護学研究科規程

(平成23年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（以下「学則」という。）第4条第2項に基づき、看護学研究科に関し必要な事項を定める。

(専攻)

第2条 看護学研究科（以下「研究科」という。）に次の専攻を置く。

専攻
看護学

(授業科目及び単位数)

第3条 研究科における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(指導教員)

第4条 学生の研究及び論文指導（以下「研究指導」という。）のため、指導教員を置く。

- 2 指導教員は、研究指導を行う専任の教授、准教授、講師をもって充てる。
- 3 指導教員は、学生の研究を指導し併せて学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。
- 4 学生は、入学後所定の期日までに指導教員及び研究題目を定め、研究科長に届け出なければならない。（別紙 様式1）
- 5 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、名桜大学大学院看護学研究科委員会（以下「委員会」という。）の議を経て変更を認めることができる。（別紙 様式2）

(教育方法の特例)

第5条 研究科における授業及び研究指導は、委員会が教育上特に必要があると認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

(履修方法)

第6条 学生は、履修に当たっては、第3条別表1により基盤必修科目、基盤共通科目、基本科目及び演習・研究科目から合計30単位以上履修しなければならない。

(科目履修手続)

第7条 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目を所定の様式により研究科長に届けなければならない。

- 2 1年次における履修単位は、22単位以上を目標とする。
- 3 休業期間等に臨時に開設される科目の履修については、そのつど科目の登録を行うものとする。
- 4 学生は、指導教員の履修指導のもとに科目の登録及び履修を行うものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第8条 学長は、指導教員が必要と認めたときは、学則第35条に定めるところによ

り、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項により修得した単位は、10単位を超えない範囲で基盤科目、基本科目（研究テーマに関する分野の特論Ⅰ及び特論Ⅱを除く）の履修とみなして修了に必要な単位として取り扱う。

（単位の認定）

第9条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告書により担当教員が行う。

- 2 病気その他のやむを得ない理由により、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。
- 3 追試験の時期は別に定める。
- 4 試験を受けて不合格になった者についての再試験は行わない。

（成績の評価）

第10条 試験又は研究報告書の成績評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

（修士論文の提出）

第11条 修士論文に関する日程は、次の表に掲げるとおりとする。なお、学生が論文題目及びその概要並びに論文を研究科長に提出する場合は、指導教員の承認を得るものとする。

事 項	時 期
論文題目の提出	1年次後学期第8週目
研究計画書の提出及び倫理審査	1年次後学期終了時
論文中間発表	2年次前学期終了時 7月
論文提出	3月修了予定者にあつては12月末 9月修了予定者にあつては6月末

- 2 論文審査及び最終試験は、修了に必要な科目をすべて修得した者、又は修得見込みの者について行う。

（修了要件）

第12条 研究科の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科所定の科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

（補則）

第13条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

様式 1

研究指導教員届

平成 年 月 日

名桜大学大学院

看護学研究科長 殿

看護学研究科 看護学専攻

学生番号

氏 名

印

研究指導教員を下記のとおりお届けします。

記

研究 題 目	
指 導 教 員	印

注 指導教員の承認を得て、入学年度の所定の期日までに研究科長に届けなければならない。

